

## 市第 91 号議案 京浜港連携協議会規約についての協議

### 1 趣旨

横浜市、東京都及び川崎市は、昨年 3 月の「京浜三港の広域連携の強化に関する基本合意」以降、連携して国際競争力強化の取り組みを進めています。その一つとして現在「京浜港共同ビジョン」のとりまとめを進めており、その中での議論を踏まえ、京浜港の一体的な経営に向けた、各港の港湾計画の指針となる基本方針「京浜港の総合的な計画」の作成や三港連携の組織体制の検討等、三港で協議して合意形成を図りながら実質的な一港化に向けた取り組みを着実に推進していくため、地方自治法による法定協議会を設置していくものです。

### 2 根拠法令

地方自治法第 252 条の 2

### 3 議案の概要

京浜港連携協議会を設置するにあたり、名称、構成、担任する事務、組織等について規約を定め、協議を行うことについて、地方自治法の規定に基づき議決を得るものです。

### 4 京浜港連携協議会規約の概要

項 目	内 容
構 成	横浜市、東京都及び川崎市（以下「関係団体」という。）
担任する事務	1 京浜港の総合的な計画を作成する事務 2 京浜港の一体的な経営に係る連絡調整に関する事務
事務所	会長が属する関係団体の事務所内に置く。
組 織	1 会長・・・関係団体の長が協議により、関係団体の副知事又は副市長のうちから選任 2 委員・・・横浜市港湾局長、東京都港湾局長、川崎市港湾局長 3 職員・・・関係団体の長が定める。
会議の招集・運営	1 会議の招集・・・会長が招集。また、会長は委員が招集を請求した時は会議を招集しなければならない。 2 会議の運営 〔会議の開催〕 委員の全員が出席しなければ、開くことができない。 〔会議の議事その他運営に関し必要な事項の決定〕 委員の全員の一致による。
経費の支弁の方法	各関係団体が負担。負担すべき経費の額は関係団体の長が協議して決定。
歳入歳出予算	1 歳入・・・負担金及び繰越金その他の収入 2 歳出・・・協議会の担任する事務に要する経費
会計年度	毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
決算等	会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、会議を経なければならない。

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成21年11月～12月

12月

12月～平成22年1月

各自治体の議会に議案上程

議決

設置（告示、総務大臣への届出）

### 【 参 考 】

#### （協議会の設置）

**第二百五十二条の二** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### （協議会の規約）

**第二百五十二条の四** 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の名称

二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項